

熊本市発注工事における社会保険等未加入対策について

令和2年（2020年） 4月1日策定

令和3年（2021年） 4月1日改正

令和5年（2023年）10月1日改正

熊本市公共工事請負契約約款（以下「工事契約約款」という。）第7条の2の規定に係る事務手続きについて、次のとおり取り扱うこととする。

1 取組の内容

下請契約を締結する工事において、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としてはならないこととし、熊本市発注の建設工事における下請業者から社会保険等未加入建設業者を排除する。

2 社会保険等未加入建設業者の定義

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者で、次のいずれかの届出の義務を履行していないものをいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

3 社会保険等未加入建設業者の確認等

(1) 確認の時期

施工計画書提出時に行う。なお、下請業者の追加があった場合は、その都度確認するものとする。

(2) 確認方法

工事担当課の監督員は、下請業者について、受注者から公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第2項に基づき提出された施工体制台帳（以下「施工体制台帳」という。）の「健康保険等の加入状況欄」において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を確認し、様式第11号を作成する。すべての加入状況が「加入」又は「適用除外」であれば、社会保険等未加入建設業者に該当しないものとする。

4 一次下請業者が社会保険等未加入建設業者である場合の措置

(1) 社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない理由の請求

- ① 工事担当課の監督員は、確認報告書（様式第1号）、施工体制台帳の写し及び下請

契約書の写しを速やかに工事契約課に送付する。

- ② 工事契約課は、受注者に対し、様式第 2－1 号により当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない具体的な理由を記載した書面（様式第 3 号（以下「理由書」という。））を速やか（概ね 7 日以内）に提出するよう通知する。
- ③ 受注者は、②の期日までに理由書を提出するものとする。

なお、受注者は、下請負人が法令の定めにより、2 に規定する届出の義務を有していないことを確認した場合には、様式第 4 号を工事契約課に提出するものとする。

- ④ 受注者から理由書の提出があった場合は、工事契約課及び工事担当課は、理由書に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより確認を行い、受注者が当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難になること等の特別の事情に該当するか否かについて、協議したうえで判断する。

なお、理由書が提出されなかった場合は、当該特別の事情を有しないものとみなす。

(2) 受注者に対する通知

- ① 特別の事情を有すると認められる場合

工事契約課は、受注者に対して様式第 5－1 号により当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、併せて一定の指定期間内（概ね 30 日以内）に当該社会保険等未加入建設業者が未加入の社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（様式第 6 号（以下「確認書類」という。））を提出するよう求める。

なお、受注者から指定期間内に確認書類が提出されなかった場合、様式第 7 号により工事契約約款第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している旨を通知する。

- ② 特別の事情を有すると認められない場合

工事契約課は、受注者に対し、様式第 8 号により特別の事情を有するものと認められない旨及びその理由並びに工事契約約款第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している旨を通知する。

なお、理由書が提出されなかったことにより、特別の事情を有しないものとみなした場合は、様式第 9 号により工事契約約款第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している旨を通知する。

5 二次以下の下請業者が社会保険等未加入建設業者である場合の措置

- (1) 社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない理由の請求

- ① 工事担当課の監督員は、確認報告書（様式第 1 号）、施工体制台帳の写し及び下請契約書の写しを速やかに工事契約課に送付する。
- ② 工事契約課は、受注者に対し、様式第 2－2 号により当該社会保険等未加入建設業者に社会保険等に参加することを指導するよう通知するとともに、当該通知を行っ

た日から30日以内に確認書類又は理由書を提出することを求める。

この際、当該期間（延長があった場合は、延長後の期間）内に理由書が提出されず、かつ、当該特別の事情を有すると認められなかった場合には、当該7条の2第1項の規定に違反することとなる旨併せて通知する。

ただし、受注者が当該下請負人に適切に加入指導を行っているなど、相当の理由があると発注者が認める場合は、発注者は、確認書類又は理由書の提出期間を様式第5－2号により60日（当該下請負人が三次以下の場合は90日）に延長することができる。

- ③ 受注者は、②の期日までに理由書を提出するものとする。

なお、受注者は、下請負人が法令の定めにより、2に規定する届出の義務を有していないことを確認した場合には、様式第4号を工事契約課に提出するものとする。

- ④ 受注者から理由書の提出があった場合は、工事契約課及び工事担当課は、理由書に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施するなどにより確認を行い、受注者が当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難になること等の特別の事情に該当するか否かについて、協議したうえで判断する。

なお、理由書が提出されなかった場合は、当該特別の事情を有しないものとみなす。

(2) 受注者に対する通知

- ① 特別の事情を有すると認められる場合

工事契約課は、受注者に対して様式第5－3号により当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、当該下請負人に社会保険等に参加することを指導するよう求める。

- ② 特別の事情を有すると認められない場合

工事契約課は、受注者に対し、様式第8号により特別の事情を有するものと認められない旨及びその理由並びに工事契約約款第7条の2第1項の規定に違反している旨を通知する。

なお、理由書が提出されなかったことにより、特別の事情を有しないものとみなした場合は、様式第9号により工事契約約款第7条の2第1項の規定に違反している旨を通知する。

6 受注者等に対する措置

(1) 指名停止措置

工事契約課は、4(2)①（確認書類が提出されなかった場合に限る。）、4(2)②又は5(2)②に該当する場合は、熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱（平成7年告示第108号）に基づき、受注者に対する指名停止措置を行うものとする。

(2) 工事成績評定の減点

工事担当課は、(1)により受注者について指名停止措置を行った場合は、熊本市請負工事成績評定要領（平成12年建設局長決裁）に基づき、指名停止期間に応じて、工事成績評定の減点に必要な対応を行うものとする。

(3) 許可権者への通報

工事担当課は、4(2)①（確認書類が提出されなかった場合に限る。）、4(2)②、5(2)①（確認書類が提出されなかった場合に限る。）又は5(2)②に該当する場合は、当該社会保険等未加入建設業者の建設業に係る許可権者に様式第10号により通報するものとする。

7 その他

(1) 関係書類の保存方法

受注者より提出された施工体制台帳の写し、下請契約書の写し、理由書及び確認書類等は、工事担当課において、契約関係図書の一部として保存する。

(2) 工期終了後に社会保険等未加入建設業者であることが確認された場合の取り扱い

工期終了後に、下請業者が社会保険等未加入建設業者であることが確認された場合にあっては、上記4、5及び6の規定に準じて取り扱う。

様式第 1 号

発第 号
年 (年) 月 日

工事契約課長 様

担当課 (室) 長

社会保険等未加入建設業者の報告について

下記工事について、施工体制台帳及び添付書類を確認した結果、下記のとおり社会保険等未加入建設業者が確認されましたので、提出書類とともに報告します。

記

1 工事名	
2 下請業者名	
3 下請業者の区分	○次下請
4 未加入の社会保険等 (該当するものに○)	健康保険 ・ 厚生年金保険 ・ 雇用保険
5 提出書類	施工体制台帳及び添付書類 (下請契約書の写し等)

様式第 2 - 1 号

発第 号
年 (年) 月 日

(受注者) 様

熊本市長

社会保険等未加入建設業者との一次下請負人としなければならない理由の提出等について (通知)

〇〇年 (〇〇年) 〇月〇日付けで貴社と契約を締結した「(工事名)」について、施工体制台帳及び添付書類を確認した結果、下記のとおり社会保険等未加入建設業者が確認されました。

つきましては、熊本市公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項第 1 号アの規定に基づき、〇〇年 (〇〇年) 〇月〇日【本通知から概ね 7 日】までに、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない具体的な理由を記載した書面 (以下「理由書」という。)を提出するよう通知します。

なお、当該期日までに理由書が提出されなかった場合は、特別の事情を有しないものとみなします。

また、理由書によっても、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる等、特別の事情があると発注者が認めない場合には、同条第 1 項の規定に違反することになりますので、併せて通知します。

記

1 工事名	
2 一次下請業者名	
3 未加入の社会保険等 (該当するものに○)	健康保険 ・ 厚生年金保険 ・ 雇用保険

様式第 2－2 号

発第 号
年（ 年） 月 日

（受注者） 様

熊本市長

社会保険等未加入建設業者との○次下請負人としなければならない理由の提出等について（通知）

〇〇年（〇〇年）〇月〇日付けで貴社と契約を締結した「(工事名)」について、施工体制台帳及び添付書類を確認した結果、下記のとおり社会保険等未加入建設業者が確認されましたので、当該下請負人が社会保険等に参加することを指導するよう求めます。

つきましては、熊本市公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項第 2 号アの規定に基づき、〇〇年（〇〇年）〇月〇日【本通知から概ね 3 0 日】までに、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない具体的な理由を記載した書面（以下「理由書」という。）を提出するよう通知します。

なお、当該期日までに理由書が提出されなかった場合は、特別の事情を有しないものとみなします。

ただし、「△△建設」に〇〇保険に参加するよう適切に指導を行ったにもかかわらず、健康保険法第 4 8 条の規定による届出に係る手続きが完了していないなど、当該期間内に〇〇法第〇〇条の規定による届出をした事実を確認する事のできる書類（以下「確認書類」という。）又は理由書を提出できない相当の理由があり、当該提出期間の延長を求める場合は、貴社が「△△建設」に指導を行ったことを示す資料を当該期間内に提出してください。

また、理由書によっても、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる等、特別の事情があると発注者が認めない場合には、同条第 1 項の規定に違反することになりますので、併せて通知します。

記

1 工事名	
2 ○次下請業者名	
3 未加入の社会保険等 (該当するものに○)	健康保険 ・ 厚生年金保険 ・ 雇用保険

様式第 3 号

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
氏 名

社会保険未加入業者を○次下請負人としなければならない理由について

〇〇年〇〇月〇〇日付けで契約を締結した下記の工事について、当該社会保険等未加入建設業者を○次下請負人としなければならない理由を提出します。

記

1 工事名	〇〇工事
2 ○次下請業者名	△△建設
3 未加入の社会保険等 (該当するものに○)	健康保険 ・ 厚生年金保険 ・ 雇用保険
4 理由	〇〇のため

様式第 4 号

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
氏 名

適用除外誓約書

別紙の理由により、今般当社が受注した「(工事名)」において、当社の下請負人である「△△建設」には、〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務はありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて誓約します。

(様式第 4 号別紙)

(健康保険・厚生年金保険)

☐従業員 5 人未満の個人事業所であるため。

☐その他の理由

--

(「その他の理由」を選択した場合)

年 月 日、関係機関(〇〇年金事務所〇〇課)に問い合わせを行い判断しました。

(雇用保険)

☐役員のための法人であるため。

☐その他の理由

--

(「その他の理由」を選択した場合)

年 月 日、関係機関(ハローワーク〇〇 〇〇課)に問い合わせを行い判断しました。

様式第 5－1 号

発第 号
年（ 年） 月 日

（受注者） 様

熊本市長

熊本市公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項第 1 号アに定める特別の事情
の認定等について

〇〇年（〇〇年）〇月〇日付で貴社と契約締結した「(工事名)」については、一次下請である「△△建設」が〇〇法第〇〇条の規定による届出をしていないことが確認されましたが、〇〇年（〇〇年）〇月〇日付で貴社が提出した理由書を確認した結果、熊本市公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項第 1 号アに定める特別の事情を有するものと認めます。

つきましては、〇〇年（〇〇年）〇月〇日【本通知をした日から 30 日間】までに、当該社会保険等未加入建設業者が〇〇法第〇〇条による届出の義務を履行した事実を確認できる下記の書類（以下「確認書類」という。）を提出してください。

なお、当該期日までに確認書類が提出されなかった場合は、熊本市公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなりますので併せて通知します。

記

1 健康保険又は厚生年金保険について（以下のいずれか）

- (1) 領収証書
- (2) 社会保険料納入証明（申請）書
- (3) 資格取得確認及び標準報酬決定通知書

2 雇用保険について（以下のいずれか）

- (1) 「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」
- (2) 雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）
- (3) 労働保険料納入証明書

様式第 5－2 号

発第 号
年（ 年） 月 日

（受注者） 様

熊本市長

熊本市公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項第 2 号アに基づく確認書類又は特別事情申請の提出期間の延長について

〇〇年（〇〇年）〇月〇日付で貴社と契約締結した「(工事名)」については、〇次下請である「△△建設」が〇〇法第〇〇条の規定による届出をしていないことが確認されました。

そのため、熊本市公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項第 2 号アに基づき、「△△建設」が〇〇法第〇〇条の規定による届出をした事実を確認する事のできる書類（以下「確認書類」という。）又は当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面（以下「理由書」という。）について〇〇年（〇〇年）〇月〇日までに提出するよう通知したところです。

しかし、〇〇年（〇〇年）〇月〇日付けで貴社が提出した資料により。貴社において、「△△建設」に〇〇保険に加入するよう適切に指導を行っており、当該期間内に確認書類又は特別事情申請を提出できない相当の理由が認められたため、提出期間を〇〇年（〇〇年）〇月〇日【本通知をした日から 6 0 日間（3 次以下の下請負人は 9 0 日間）】まで延長するものとします。

なお、延長後の期間内に確認書類又は特別事情申請書の提出がない場合は、熊本市公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなりますので併せて通知します。

様式第 5－3 号

発第 号
年（ 年） 月 日

（受注者） 様

熊本市長

熊本市公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項第 2 号アに定める特別の事情
の認定等について

〇〇年（〇〇年）〇月〇日付で貴社と契約締結した「(工事名)」については、〇次下請である「△△建設」が〇〇法第〇〇条の規定による届出をしていないことが確認されましたが、〇〇年（〇〇年）〇月〇日付で貴社が提出した特別事情申請書を確認した結果、熊本市公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項第 2 号アに定める特別の事情を有するものと認めます。

そのため、「(工事名)」については、「△△建設」を下請負人とすることができますが、引き続き、当該下請負人が〇〇保険に加入することを指導するよう求めます。

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
氏 名

社会保険等への加入状況に係る確認書類について

このことについて、〇〇年（〇〇年）〇月〇日付けで契約を締結した下記の工事について、未加入の社会保険等について届出の義務を履行したことを確認しましたので、その事実を確認することのできる書類を提出します。

記

1 工事名	
2 〇次下請業者名	
3 未加入の社会保険等 （該当するものに〇）	健康保険 ・ 厚生年金保険 ・ 雇用保険
4 確認書類 （該当するものに〇）	(1) 健康保険又は厚生年金保険について（以下のいずれか） ① 領収証書 ② 社会保険料納入証明（申請）書 ③ 資格取得確認及び標準報酬決定通知書 (2) 雇用保険について（以下のいずれか） ① 「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」 ② 雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用） ③ 労働保険料納入証明書

様式第 7 号

発第 号
年 (年) 月 日

(受注者) 様

熊本市長

熊本市公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 1 項に定める違反への措置について

〇〇年 (〇〇年) 〇月〇日付けで貴社と契約を締結した「(工事名)」については、〇次下請である「△△建設」が〇〇法第〇〇条による届出をしていないことが確認されました。

しかしながら、〇〇年 (〇〇年) 〇月〇日付けで貴社が提出した理由書を確認した結果、熊本市公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項第 1 号ア (二次以下の下請業者の場合は第 2 号ア) に定める特別の事情を有するものと認めたため、当該社会保険等未加入建設業者が〇〇法第〇〇条による届出の義務を履行した事実を確認することのできる書類を提出するよう通知しましたが、期限である〇〇年 (〇〇年) 〇月〇日までに提出がありませんでした。

つきましては、熊本市公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反しますので通知します。

様式第 8 号

発第 号
年 (年) 月 日

(受注者) 様

熊本市長

熊本市公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 1 項に定める違反への措置について

〇〇年 (〇〇年) 〇月〇日付けで貴社と契約を締結した「(工事名)」については、〇次下請である「△△建設」が〇〇法第〇〇条による届出をしていないことが確認され、〇〇年 (〇〇年) 〇月〇日付けで貴社が提出した理由書を確認した結果、下記の理由により、熊本市公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項第 1 号ア (二次以下の下請業者の場合は第 2 号ア) に定める特別の事情を有するものと認められませんでしたので通知します。

つきましては、同条第 1 項の規定に違反しますので通知します。

記

(記載例)

必ずしも△△建設でなければ本工事を施工できないと認められないため。

〇〇機械については、必ずしも特殊ではないため。

様式第 9 号

発第 号
年 (年) 月 日

(受注者) 様

熊本市長

熊本市公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 1 項に定める違反への措置について

〇〇年(〇〇年)〇月〇日付けで貴社と契約を締結した「(工事名)」については、〇次下請である「△△建設」が〇〇法第〇〇条による届出をしていないことが確認されたため、〇〇年(〇〇年)〇月〇日付けで、貴社に対して、当該社会保険等未加入建設業者と下請契約を締結せざるを得ない理由を記載した書面を提出するよう通知しましたが、期限である〇〇年(〇〇年)〇月〇日までに提出がありませんので、熊本市公共工事請負契約約款第 7 条の 2 第 2 項第 1 号ア(二次以下の下請業者の場合は第 2 号ア)に定める特別な事情を有しないものとみなします。

つきましては、同条第 1 項の規定に違反しますので通知します。

様式第 1 0 号

発第 号
年 (年) 月 日

監理課長 様

熊本市長

社会保険等に未加入である建設業者の通報について

このことについて、下記のとおり通報します。

記

1 工事名	
2 受注者名	
3 未加入建設業者名	△△建設 (○次下請)
4 未加入の社会保険等 (該当するものに○)	健康保険 ・ 厚生年金保険 ・ 雇用保険
5 通報した経緯 (該当するものに○)	(1) 理由書の提出がなかった (2) 特別の事情を有すると認められなかった (3) 保険加入を確認できる書類の提出がなかった
6 添付書類	(1) 施工体制台帳 (下請負人に関する事項) (2) 施工体系図 (3) 当該未加入建設業者

様式第 1 1 号

加入状況確認書

本工事の下請業者については、社会保険等の確認を行い、下記のとおり加入状況を確認しました。

記

1 加入状況

別紙施工体制台帳のとおり

2 疑義のある業者

あり ・ なし

3 疑義のある業者の状況（2で「あり」の場合のみ記入）

下請業者名	下請の区分	未加入となっている保険		
(記入例) (株)〇〇建設	○次下請	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険

※ ひとつでも「未加入」となっている場合、工事契約課への報告が必要となります。

※ 確認方法は、裏面をご確認ください。

※ 必ず所属長まで確認をとり、原議に保管してください。

(様式第 1 1 号裏面)

●社会保険等の加入状況の確認方法

施工体制台帳（下請契約台帳）の《下請負人に関する事項》にて、建設業の許可及び健康保険等の加入状況を確認してください。

《下請負人に関する事項》

会 社 名					代 表 者 名		
住 所							
工 事 名 称 及 工 事 内 容							
工 期	自 至 年 月 日			契 約 日		年 月 日	
契 約 金 額	円		契 約 方 法		1. 契 約 書 2. 注 文 書		

代 金 支 払 方 法 等	前 金 払		部 分 払		引 渡 時 の 支 払	
	現金	円	現金	円	現金	円
	手形	円	手形	円	手形	円
	契約締結後	日以内	日締切	日支払	請求後	日以内
	手形期間	日以内	手形期間	日	手形期間	日

建 設 業 の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等の 加 入 状 況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		0000-000000				

今回の加入状況確認は、建設業許可業者が対象です。建設業の許可に記載があるか確認してください。

未加入に○印のある場合又は適用除外の適否や事業所整理番号等に疑義のある場合については、必要に応じて業者に確認を行い、工事契約課に報告してください。

ひとつでも「未加入」に○印がある場合は、工事契約課への報告対象となります。